

平成 21 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストテクノロジー
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 貝塚 志朗
(JASDAQ コード番号 2458)
問 い 合 わ せ 先 取締役財務経理本部長 塚原 進午
役 職 ・ 氏 名 社長室 経営管理部長 井上 剛
電 話 番 号 03 - 4577 - 0200

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

平成 21 年 1 月 30 日の取締役会において、平成 18 年 5 月 8 日開催の取締役会において決議しました「内部統制システムの基本方針」について下記のとおり一部改定をすることを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

重要な非通例の取引、重要な会計上の見積もり、会社と取締役との取引等に関しては、取締役会の決議を要する。

取締役会における決議、報告に関しては、法令及び定款に適合することを確認するものとする。

取締役は、コンプライアンス、適切なリスク管理のための取り組み状況につき、必要に応じて取締役会に報告する。また、重大な不正事案等が発生した場合にはただちに取締役会に報告する。

取締役は、グループ社員行動憲章を確認し、全社にこれを認識させるとともに、自らも憲章に従い行動する。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行にかかる情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取り扱い、文書管理規程等に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

代表取締役は上記事項について責任者となるものとし、管理本部長はこれを補佐するものとして、必要があれば取締役会に報告する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当取締役及び担当部署に通報される体制を構築する。

リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、関連する個別規程（債権管理規程、経理規程等）、ガイドライン、マニュアルなどの整備に努める。

大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を図り、損害の拡大を防止し、これを最小限にとめる。社長不在時に対策本部長職を執る対策本部長選任順位をあらかじめ定めておく。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、基本理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

取締役会は、最低月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

取締役会の決定に基づく職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各ラインの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

管理本部長を責任者とし、法令・定款の遵守を徹底するとともに、必要な規程等を整備する。

法令・定款に違反する事態が発生した場合には、その内容・対処案が管理本部長を通じ、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

職務権限を整備し、特定の者に権限が集中しないよう内部牽制システムの確立を図る。

管理本部長は、全使用人にグループ社員行動憲章を認識させるとともに、憲章に従い行動するよう各部署に要請し、違反が起きないように努めるものとする。

コンプライアンスの理解と適切な運用のために必要な研修を実施する。

代表取締役は、内部監査部門を直轄する。内部監査部門は、代表取締役の指示に基づき業務執行状況の内部監査を行う。

各業務において行なわれる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点をチェックし、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないようにシステムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。

6. 当社ならびに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の親会社及びその子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実等について相互に情報確認を行い、適切なリスク管理に努めるものとする。

当社は、親会社及びその子会社等から通常当社が行う条件等に比して許容できない範囲の不適切な取引又は会計処理を求められた場合には、担当部署はこれを拒絶するものとし、当該案件について担当役員を通じ取締役会に報告する。

当社と親会社及び子会社等との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査部門は親会社の監査担当部署と十分な情報交換を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命する。

監査役補助者の任命・異動については、監査役(会)の同意を必要とする。

監査役補助者は、取締役の指揮命令に服さないものとし、評価については、監査役の意見を聴取するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実を速やかに報告しなければならない。

取締役及び使用人は、監査役(会)の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、管理本部長を責任者として内部監査部門長とともに監査体制の実効性を高めていくこととする。

監査の実効性の確保に関しては、各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

10. 反社会的勢力に対する体制と整備

(1) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体ならびに個人とは一切の関係をもたず、不当要求事案等が発生した場合には、顧問弁護士等と連携の上、毅然とした態度で対応するものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 対応部門

管理本部を全社の対応窓口とし、事案により各部門・部署が対応する。

② 外部の専門機関との連携状況

顧問弁護士や所轄警察署等と連携して、反社会的勢力と対応するための体制を整備している。

③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

顧問弁護士等を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っている。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行います。また内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

以 上